

特定非営利活動法人 大規模災害対策研究機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 大規模災害対策研究機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市西淀川区御幣島1丁目6番7号に置く。

(目的)

第3条 東海・東南海・南海地震などわが国でも大規模災害の発生が予想され、危機管理の重要性が訴えられている。安全で持続的な地域社会を形成していくためにも、日頃より災害対策情報を知り、予防策を取ると同時に、情報ネットワークを構築する必要がある。この法人は、多方面にわたる議論と必要な調査、学術研究活動等を通じて、関連学会・関連機関との連携に基づき、各方面へ提言を行う事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下法という)

第2条別表

- ・第3号(まちづくりの推進を図る活動)
- ・第6号(災害救援活動)
- ・第7号(地域安全活動)
- ・第9号(国際協力の活動)
- ・第12号(全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)

を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の災害関連事業を行う。

- 調査・研究事業。
- 情報収集・発信事業。
- 関連学会との交流事業。
- 国際交流事業。
- 専門家の養成事業。
- セミナー及びイベント事業。
- 出版事業。
- その他目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法における社員とする。

正会員

この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は団体。

賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

名誉会員

この法人に功労のあったもので、理事会において推薦された個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出して入会を申請しなければならない。理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 正会員の申込については、この法人の趣旨に対する理解が正会員としての確であるかどうかを理事会で審査した上で入会を認めるものとする。入会拒否する場合は、理事長は理由を付して本人に書面をもって通知しなければならない。
- 3 名誉会員は本人の承認をもって入会するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員は、次条により除名された場合のほか、次の事由により資格を喪失する。
団体の解散又は個人の死亡。
正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定したもの。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えたうえで、理事会の議決に基づき除名することができる。

- この定款又は規則に違反した時。
- この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- 理事3名以上10名以内。
- 監事2名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)の中から選任する。

- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

理事長 1名

副理事長 2名

- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

理事の業務執行の状況を監査すること。

この法人の財産の状況を監査すること。

前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に監視不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

1号、2号の点について理事に個別に意見を述べること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の前任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会での弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。

心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。

職務上の義務違反があると認められるとき。

その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第4章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定期間であって、正会員を持って構成する

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- 定款の変更。
- 解散。
- 合併。
- 事業報告及び収支決算の承認。
- 役員の選任及び解任。
- 正会員及び賛助会員の入会金及び会費の額。
- その他理事会において重要であると認め付議された事項。

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 理事会が必要と認めたとき。
 - 正会員総数の2分の1から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
 - 監事から召集した時。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員の3分の1の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

- 第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長およびその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第28条 理事会は、理事を持って構成する。
- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 総会に議決した事項の執行に関する事項。
 - 総会に付議すべき事項。
 - その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

- 第29条 理事会は、理事長が必要と認めるときに、理事長が招集する。
- 2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示した、開催日の5日前までに、理事及び監事に対し、文書を持って通知しなければならない。但し、出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

- 第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障があるときは、理事長が指名する理事がこれにあたる。
- 2 理事会において理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1人が署名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第31条 この法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。
- 財産目録に記載された資産。
 - 寄付金品および助成金。
 - 入会金及び会費。
 - 事業に伴う収入。
 - 財産から生ずる収入。

その他の収入。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

2 この法人の経費は資産を持って支弁する。

(収支予算及び決算)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算は理事会で決定する。

2 収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、次行報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款を変更する時は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第36条 この法人は、法令の規定による場合に解散する。この場合、社員総会の決議によるときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

第8章 事務局

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 理事は職員を兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第39条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かななければならない。

2 事務局は毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かななければならない。

前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書。

役員名簿(前事業年度において役員であったことがあるもの全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)。

前号の役員名簿に記載されたもののうち前事業年度において報酬を受けたことがあるも

の全員の氏名を記載した書面。

前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面。

(閲覧)

第40条 会員及び利害関係人から前条の備付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 雑 則

(公告)

第41条 この法人の公告は主たる事務所に掲示するほか、官報においてこれを行う。

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。